

イネゲノム機能解析研究 追加説明依頼事項 回答

農林水産省、独立行政法人農業生物資源研究所

1. 評価専門調査会では具体的な知的財産戦略の説明がなされなかった
ので、現時点での知的財産戦略を具体的に示してください。その際、基
本特許、防衛的意味合い、ライセンス供与等どのような特許を想定して
いるのか、また、自国、先進国、発展途上国等どのような場で、どのよう
に活用するのかについてご説明ください。多数の大学ならびに民間企業
が参画した場合、所有者や権利割合等どのようにするのかについてもご
説明ください。

また、現時点での具体的な知的財産戦略がない場合には、その策定ス
ケジュールと検討状況を示してください。

- (回答) イネゲノム機能解析研究では、世界的に激化する植物遺伝子の特
許取得競争に対応するため、遺伝子特許を中心とする知的財産を取
得することに主眼を置いており、得られた成果の活用は、民間企業と公
的研究機関との共同研究による実用化のための別プロジェクトで実施
している。

獲得した知財は、自国においてはイネの新品種育成などに利用す
る。

また、先進国に対しては、国内育成品種の優位性確保を前提に有償
提供を行うほか、国内での品種開発に必要な外国所有特許とのクロス
ライセンスなどの戦略ツールとして利用する。

一方、発展途上国に対しては、知財を無償提供することで、それぞ
れの国・地域における食糧不足解消のための作物育種の推進を通じた国
際貢献を行うことを考えている。

なお、イネゲノム機能解析研究には多数の大学等が参画しているが、
これら機関が機能解明に用いる材料については、イネ・ゲノムリソース
センターを通じ、MTAを交わした上で提供しており、参画機関との間
での権利関係等の調整は、MTAに基づき行うこととしている。

2. 平成14年の評価段階で述べられたアノテーションのみによる特許獲得
の目的は現時点においても同じでしょうか。また、この特許獲得の可能性、
どの国での取得が可能と予想されるのか、アノテーションによる特許が成
立しない場合にはどのように対応するのかについてご説明ください。

(回答) 当初より、アノテーションのみで特許が成立する見込みは低いと認識しているが、平成14年当時、完全長cDNAについて、外国企業が物質特許を出願する可能性があった。物質特許が成立すれば、当方の完全長cDNAの利活用に制限が加えられる恐れがあるため、外国企業に先行することを第一として、アノテーションのみによる特許出願を行ったところである。

当方としては、特許出願を通じて外国企業の物質特許の取得を牽制する一方、個別に機能解析を進め、機能が明らかになったものから順次、遺伝子特許を取得する戦術を採っており、現在も着実に機能解明を進めている。

3. 主要国における特許出願、取得、実施(ライセンス供与等含む)状況を示してください。

(回答) 現在、主要国に出願している平成9年来のイネゲノム機能解析プロジェクトに関連する特許は出願中のものも含め総数39件となっている。主要国における出願件数は、米国39件、カナダ33件、オーストラリア28件、中国22件、韓国21件、欧州(EU)23件である。特許取得件数は、米国5件、オーストラリア9件、中国1件となっている。なお、現段階でのライセンス供与実績は1件である。

4. 取得した特許を活用することにより、どのような道筋で国民の利益につながるのか、また、他国が特許を取得または実施した場合にどのような損失が予想されるのかについてご説明ください。これに関し、例えば経済的な試算を行っているのでしょうか。

(回答) イネゲノム機能解析研究では、農業上重要な5つの形質に関する遺伝子をターゲットとし、その特許化を進めているところである。

得られた遺伝子特許は、遺伝子組換えによる品種開発やDNAマーカーを用いた交配育種等に活用され、高品質・高機能、低コストでの食料の生産を可能とする新品種が生み出されることにより、豊かな国民生活の実現に大きく寄与するものと考えているが、外国等に有用遺伝子を特許化された場合、品種開発に支障を及ぼす恐れがある。

なお、平成5年の冷害時、水稻の収量減による被害額は、全国で8千億円にものぼったが、画期的な冷害耐性品種が開発できれば、このような被害を最小限とし、食料供給の安定に資するものと考えている。